

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令案についての
意見・情報の募集についての御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
昆虫食を食べさせようとしたり、国民に分かりにくくして、害のあるものを食べさせようとするのはやめてほしい。パブリックコメントも以前よりも出しにくくなっている。あやふやにして、どんどん悪い方向に向かわせていっている。国民が情報弱者なのをいいことに、政治家の都合のいいようにしていっていると思う。	1	御意見として承ります。
特定肥飼料等を利用して製造された肥飼料等の利用により生産された農畜水産物等では、特定肥飼料等との関連性が間接的で希薄になるおそれがあることから、特定肥飼料等の使用重量割合の要件を課すべき。	1	改正後においても、農畜水産物等の生産に使用される肥飼料等への特定肥飼料等の貢献度の推計値を算出することとなっておりますが、本計画は食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者の３者の関係が構築されることが重要であると考えております。なお、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、「食品リサイクル法」という。）第21条第２項、第３項の廃棄物処理法の特例は、特定肥飼料等に利用される食品循環資源の収集・運搬をする際に限り認められるものとします。
食品リサイクルループの取り組みは、地域の酪農家との連携を深め、地域内での廃棄物削減と資源循環を促進するものであり、また、このような活動を通じて従業員が地域とのつながりを深めるきっかけにもなります。 本改正により、地域での資源循環の促進、酪農業の皆様との協業、そして食品リサイクルの高度化が期待されます。	1	御意見として承ります。

再生利用に斯かる製品に消化液が明記されておらず、再生資源として明記されておらず、また、再生資源を活用する農林漁業者等が制度の担い手として認識されておらず、支援対象になりにくい。 ・再生資源を利用して生産された農畜水産物を原料とする加工食品も「特定農畜水産物等」に含めることで、リサイクルループの裾野を広げるべき。 ・新たな資源の導入に伴い、食品関連事業者の対応負担を軽減するため、最低限利用すべき割合を50%→30%へ一時的に引き下げる。	1	1. 御指摘の消化液については、現行法の再生利用事業計画認定に係る規定（第19条第1項）の特定肥飼料等として認められています。また、当該計画認定は、食品関連事業者等、再生利用事業者及び農林漁業者等を申請者として位置づけ、3者が共同して計画を作成し、認定を受けるものです。 2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令（以下、「認定省令」という。）第4条に記載しているように、特定肥飼料等を利用した農畜水産物等を原料とする加工食品も特定農畜水産物等として現行において認められております。また、認定省令第5条の特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用量については、食品関連事業者の過度な負担となっていないことからこれまでと同様の取扱いとします。
基本的には反対があるわけではないが、ナトリウム等の植物育成に有害となるような成分（他には硫黄等のある程度注意すべき成分も）については、その含有量についての保証あるいは表示がなされるようにしていただきたいと考える。	1	食品リサイクル法の認定計画に基づき生産される肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律（以下「肥料法」という。）に基づく規制の対象となります。 肥料法では、肥料原料に由来する成分のうち、植物の生育への悪影響が懸念される重金属等の有害成分について、肥料製品への含有が許される最大量（基準値）を定めるとともに、その他の一部の成分についても、その含有量の表示を義務付けています。 ナトリウムや硫黄に関しては、過剰に供給すると植物に悪影響を及ぼす可能性がある一方で、一部の植物では生育に有用な成分でもあります。農林水産省としては、適切な原料管理の下では高濃度に含有する蓋然性は低いと考えていますが、今後の検討の参考とさせていただきます。